

亀山市告示第167の3号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和6年12月2日

亀山市長 櫻井 義之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

(亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱の一部改正)

第1条 亀山市国民健康保険一日人間ドック事業実施要綱（平成17年亀山市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

(亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱の一部改正)

第2条 亀山市国民健康保険脳ドック事業実施要綱（平成17年亀山市告示第38号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

(亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱の一部改正)

第3条 亀山市国民健康保険税条例における旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年亀山市告示第110号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

(亀山市国民健康保険税条例第28条第1項第1号該当者に係る減免取扱要綱の一部改正)

第4条 亀山市国民健康保険税条例第28条第1項第1号該当者に係る減免取扱要綱（平成21年亀山市告示第118号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「保険証番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

(亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱の一部改正)

第5条 亀山市税関係証明書等の交付等に関する事務取扱要綱（平成23年亀山市告示第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 前項に掲げる書類を提示できないときは、次の表の第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類を提示する方法（同号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、第1号に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示する方法）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) <u>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係</u></p> </div>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 [略]</p> <p>2 前項に掲げる書類を提示できないときは、次の表の第1号に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び第2号に掲げる書類のいずれか1以上の書類を提示する方法（同号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、第1号に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示する方法）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) <u>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真</u></p> </div>

<p>る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証、児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書又は本人あて納税通知書</p> <p>(2) [略]</p>	<p>なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証、児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書又は本人あて納税通知書</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第6条 亀山市戸籍届出等に係る本人確認に関する事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第2（第4条関係）</p> <p><u>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第</u></p>	<p>別表第2（第4条関係）</p> <p><u>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証若しくは健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金</u></p>

<p>4号) <u>第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード(写真なし)、在留カード(写真なし)、特別永住者証明書(写真なし)、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳(写真なし)又は生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</u></p>	<p>保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード(写真なし)、在留カード(写真なし)、特別永住者証明書(写真なし)、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳(写真なし)又は生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</p>
---	---

(亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱の一部改正)

第7条 亀山市住民異動届出に係る本人確認に関する事務取扱要綱(平成24年亀山市告示第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第2(第4条、第5条関係)</p> <p><u>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等</u></p>	<p>別表第2(第4条、第5条関係)</p> <p><u>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、</u></p>

<p>に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</p>	<p>国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、届出に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</p>
--	--

別記様式中「国民健康保険被保険者証等」を「医療保険の資格確認書等」に改める。
（亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正）

第8条 亀山市戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関する証明書の交付請求等に係る本人確認事務取扱要綱（平成24年亀山市告示第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>別表第2（第4条、第5条関係）</p> <p><u>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済</u></p>	<p>別表第2（第4条、第5条関係）</p> <p><u>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険</u></p>

<p>組合、地方公務員共済組合若しくは <u>私立学校教職員共済制度の資格確認 書、自衛官等に対する療養の給付等 に関する省令（令和6年防衛省令第 4号）第7条第2項に定める資格確 認書、介護保険被保険者証、健康保 険日雇特例被保険者手帳、国民年金 手帳、国民年金、厚生年金保険若し くは船員保険に係る年金証書、共済 年金若しくは恩給の証書、住民基本 台帳カード（写真なし）、在留カー ド（写真なし）、特別永住者証明書 （写真なし）、届出に押印した印鑑 に係る印鑑登録証明書、精神障害者 保健福祉手帳（写真なし）、生活保 護受給者証又は児童扶養手当証書若 しくは特別児童扶養手当証書</u></p>	<p>者証、船員保険被保険者証若しくは 介護保険被保険者証、健康保険日雇 特例被保険者手帳、<u>共済組合員証</u>、 国民年金手帳、国民年金、厚生年金 保険若しくは船員保険に係る年金証 書、共済年金若しくは恩給の証書、 住民基本台帳カード（写真なし）、 在留カード（写真なし）、特別永住 者証明書（写真なし）、届出に押印 した印鑑に係る印鑑登録証明書、精 神障害者保健福祉手帳（写真なし）、 生活保護受給者証又は児童扶養手当 証書若しくは特別児童扶養手当証書</p>
---	---

別記様式中「国民健康保険被保険者証等」を「医療保険の資格確認書等」に改める。

（亀山市未熟児養育医療給付実施要綱の一部改正）

第9条 亀山市未熟児養育医療給付実施要綱（平成25年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「被保険者証の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第5号中「被保険者証等の記号及び番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第12号中「被保険者証」を「医療保険の資格内容」に、「保険証」を「変更後の資格内容が分かるもの」に改める。

（亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱の一部改正）

第10条 亀山市生活困窮者住居確保給付金支給要綱（平成27年亀山市告示第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(添付書類)</p> <p>第11条 申請者が申請書に添えて提出する添付書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 本人確認書類</p> <p style="padding-left: 2em;">運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、<u>医療保険の資格確認書</u>、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し</p> <p>[(2) ~ (4) 略]</p>	<p style="text-align: center;">(添付書類)</p> <p>第11条 申請者が申請書に添えて提出する添付書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 本人確認書類</p> <p style="padding-left: 2em;">運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、<u>健康保険証</u>、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し</p> <p>[(2) ~ (4) 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第1号中「健康保険証」を「医療保険の資格確認書」に改める。

(亀山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る本人確認事務取扱要綱の一部改正)

第11条 亀山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に係る本人確認事務取扱要綱（平成27年亀山市告示第211号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前

別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
<p><u>国民健康保険、後期高齢者医療、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省令第4号）第7条第2項に定める資格確認書、介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</u></p>	<p><u>国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証若しくは介護保険被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、在留カード（写真なし）、特別永住者証明書（写真なし）、精神障害者保健福祉手帳（写真なし）、生活保護受給者証又は児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書</u></p>

（亀山市出産・子育て応援事業実施要綱の一部改正）

第12条 亀山市出産・子育て応援事業実施要綱（令和5年亀山市告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（給付金の申請） 第5条 [略] [2 略]</p>	<p>（給付金の申請） 第5条 [略] [2 略]</p>

<p>3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、<u>運転免許証、医療保険の資格確認書（書面に限る。以下同じ。）</u>、個人番号カード等の写し（以下「本人確認書類」という。）を提出させ、又は提示させることにより、給付金申請者の本人確認を行う。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、<u>運転免許証、健康保険証、個人番号カード等の写し</u>（以下「本人確認書類」という。）を提出させ、又は提示させることにより、給付金申請者の本人確認を行う。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号及び様式第2号中「健康保険証、マイナンバーカード（表面）」を「医療保険の資格確認書、個人番号カード（表面）」に改める。

（亀山市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する取扱要綱の一部改正）

第13条 亀山市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する取扱要綱（令和5年亀山市告示第134号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に、「保険証」を「資格確認書」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。